

6 消安第 5220 号
令和 6 年 12 月 25 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 24 日農林水産省令第 55 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 3 年 9 月に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。その内、豚及びいのししの項目 10 については、本年 4 月 1 日から施行されました。

豚及びいのししの項目 10 の施行に合わせ、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、別添のとおり改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導に際して、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準の参考となるよう、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしく申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、高橋

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144